

税務キヤッチ・アップ

法人税・消費税・地方税関係

拡充された電子申告の送信方法の留意点

1 はじめに

2020年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円超などの要件を満たす大法人は、法人税、消費税や地方税につきe-TaxやeLTAXでの電子申告が義務化されている。本稿においては電子申告の利便性向上施策として拡充された送信方法につき実務上留意すべき点を検討する。

2 再送信と追加送信の相違点

(1) 再送信

再送信は、国税e-Tax、地方税eLTAXで既に申告したデータの訂正ができ、訂正対象のデータだけでなく全データが送信されることになる。この再送信した申告データはそのまま最新の電子申告データと取扱われる。ちなみに申告期限後の再送信はたとえ税額に影響のない範囲であったとしても、期限後申告になってしまうため留意されたい。

(2) 追加送信

追加送信は、既に申告したデータに対し財務諸表や勘定科目内訳明細書等の添付書類等を追加して送信することができ、全データを送信しない。既に送信した申告データは最新の電子申告データの取扱いのまま、追加送信した財務諸表や勘定科目内訳明細書等の添付書類等のデータも最新の電子申告データに加わることになる。

3 実務上の留意点

(1) 納税者との役割分担

例えば、申告書別表は顧問税理士による代理送信、財務諸表や勘定科目内訳明細書等の添付書類は納税者が電子申告するというケースでは、顧問税理士が送信した申告データに対し、納税者が添付書類を追加送信することになる。

納税者が追加送信する場合は、納税者自身が国税e-Taxの受付システム、又は地方税eLTAXのポータルセンターにログインして追加送信することになる。この際、納税者自身の電子証明書を使用するため、事前に納税者の電子証明書を国税e-Taxの受付システムや地方税eLTAXのポータルセンターへ登録しておく必要がある。

(2) 別表一の追加送信は不可

国税e-Taxで追加送信が機能的に可能なのは別表一以外のデータとされている。このため、例えば税額に影響のある項目を訂正したい場合、追加送信では対応できず、再送信により別表一を含めた全データを送信する必要がある。すなわち、これまでと同様に申告期限内ではまず再送信することが最も確実な対応といえる。

(3) 追加送信の留意点

地方税eLTAXでは、添付資料が多く一度に送信し切れない場合や、送信した申告書に添付

もれがあった場合の対応方法として追加送信(999回可能)が設けられている。つまり、追加送信では既に送信された申告データに対する差替え・訂正はできないような枠組みが示されている。

一方、国税e-Taxでは、既に申告したデータに対する差替え・訂正を追加送信により再度送信(10回可能)することが機能的に可能となっている。このように国税e-Taxと地方税eLTAXとで、追加送信における差替え・訂正の枠組みが異なるので留意されたい

とはいえ、地方税eLTAXのシステム上では、提出(送信)済み書類の差替え・訂正のための同一書類の追加送信にも機能的には対応している。もし仮に、提出(送信)済み書類の差替え・訂正のために同一の書類を追加送信した場合にどうなるか、その取扱いは提出先の地方自治体の判断に委ねられているため、その可否は事前に照会されたい。

4 おわりに

申告書から添付書類まで一貫して電子申告の送信ができる体制を整備することで、企業の円滑な申告手続きと生産性向上とを支援していきたい。

(右山研究グループ
税理士 杉山 一紀)